

佐賀県告示第百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨通知があった。

平成二十四年六月二十六日

佐賀県知事 古川 康

一 解除予定に係る保安林の所在場所

藤津郡太良町大字多良字多良嶽八三七七の二六

二 保安林として指定された目的

水源の涵養及び土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため